

平成29年9月定例会 県土整備委員会（付託）

平成29年9月28日（木）

〔委員会の概要 危機管理部関係〕

元木委員長

それでは、休憩前に引き続き、委員会を開きます。（10時37分）

これより、危機管理部関係の審査を行います。

危機管理部関係の付託議案については、さきの委員会において、説明を聴取したところではありますが、この際、理事者側から報告事項があれば、これを受けることにいたします。

【報告事項】

- 台風第18号（平成29年9月17日～18日）に関する被害の状況について（資料①）
- 外部団体への基金等の設置状況について（資料②）
- 徳島県地域防災計画の修正案について（資料③）
- 徳島県立西部防災館に係る指定管理者の応募状況について（資料④）

楠本危機管理部長

4点御報告申し上げます。

まず、9月17日に県内全域を暴風域に巻き込みました台風第18号に関する被害の状況についてでございます。

お手元に御配付の資料1を御覧ください。

9月25日現在の被害の状況について御報告させていただきます。

1、人的被害でございますが徳島市で1名、重症者が出ております。

次に2、住家等被害につきましては鳴門市で床下浸水5棟となっております。

なお、農林水産関係及び公共土木施設被害につきましてはそれぞれ記載のとおりでございます。

今後も市町村や防災関係機関などと緊密に連携し、災害対応に万全を期してまいります。

2点目は、外部団体への基金等の設置状況についてでございます。

お手元に配付しております資料2を御覧ください。

県が外部団体に設置している基金及び基金に類するもので、平成28年度末現在で残高があるものについて表のとおり取りまとめを行っております。

このうち、危機管理部におきましては所管する基金、最上段表番号1の被災者生活再建支援基金でございます。

この基金は平成10年5月に成立しました被災者生活再建支援法に基づきまして、地震や豪雨などの自然災害により居住する住宅が全壊するなど、その生活基盤に著しい被害を受けた世帯に支援金を支給するものでございます。相互扶助の観点から、全ての都道府県からの出資によりまして内閣総理大臣から、唯一指定を受けました支援法人であります、公益財団法人都道府県会館に造成されているものでございます。本県の直近の支出額は、平

成23年度に7億8,390万7,000円となっており、平成28年度末の基金全体の残高は632億6,344万2,000円でございます。

3点目は、徳島県地域防災計画の修正案についてでございます。

お手元に配付しております資料3を御覧ください。

この計画につきましては災害対策基本法に基づきまして、本県の災害対策の基本となる計画であり国が定める防災基本計画と整合を図りつつ、県・国・市町村など防災関係機関が「災害予防」、「災害応急対策」、「災害復旧・復興」について対処すべき事項を定めたもので、徳島県防災会議にて決定するものでございます。

2の主な修正項目のうち（1）本県の新たな施策・取組みに関する事項を御覧ください。

本年7月に策定公表しました徳島県中央構造線・活断層地震の被害想定に基づきまして活断層地震に対する備えとして、中央構造線・活断層地震対策の推進、建築物等の耐震化などを、またページ下段の安心・快適な避難環境の整備としまして、福祉避難所に関する受入体制等の強化、災害時の物流体制の確保、災害時快適トイレ計画アクションプランの推進などを明記いたしました。

裏面を御覧ください。

南海トラフ地震対策についてでございます。

先般、中央防災会議防災対策実行委員会による、東海地震を対象とします大規模地震対策特別措置法に基づいた地震予知を前提とした防災対応を改め、南海トラフにおいて異常な現象を観測した場合の今後の方向性を取りまとめた報告を踏まえまして、気象庁が新たに11月1日から運用します南海トラフ全域を対象に大規模地震につながる可能性を評価する、南海トラフ地震に関連する情報の発表を受けての対応につきまして、災害対策本部機能の強化として保健衛生・医療・福祉活動の総合調整、先進的防災施策の推進として災害状況の把握における衛星画像の活用、自助・共助の推進として個人や地域の災害対応力の強化について明記いたしました。

2ページから3ページにかけてとなりますが（2）防災基本計画の修正に伴う事項では国の防災基本計画の修正事項を反映しまして、昨年甚大な被害が発生した熊本地震や岩手県の高齢者施設で入所者9名全員が亡くなった平成28年台風第10号の課題を踏まえた対策について明記いたしました。

以上の修正につきましては今議会での御論議を踏まえ、内容の見直しを行い10月開催予定の徳島県防災会議に諮り決定する予定でございます。

4点目は、徳島県立西部防災館に係る指定管理者の応募状況についてでございます。

お手元の配付資料4を御覧ください。

1の募集スケジュールにありますとおり、8月4日から県のホームページに募集の概要を公表するとともに希望者に対し募集要項などの配布を開始いたしました。

また、8月24日、25日に現地説明会を開催するなど、指定管理者の公募に必要な手続を順次行ったところであります。去る9月22日の申請書類の受付終了までに2の応募状況に記載のとおり3団体から申請がございました。今後、指定管理候補者選定委員会における審査を経て候補者を選定し12月定例会に議案として提出したいと考えております。

以上、御報告申し上げます。

よろしく御審議のほどお願いいたします。

元木委員長

以上で報告は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑をどうぞ。

須見委員

ただいま説明がありました、被災者生活再建支援基金についてお伺いをしたいと思えます。基金の出資状況や出資割合、また支給要件などももう少し詳しく説明をお願いします。

島田とくしまゼロ作戦課長

ただいま須見委員のほうから、被災者生活再建支援基金の件につきまして御質問を頂きました。この基金、部長の説明のとおり相互扶助の観点から都道府県全体でこれまでに、平成11年度及び平成16年度にそれぞれ300億円、平成23年度に880億円の合計1,480億円を出資しております。本県において見てみますと、平成23年度の7億8,390万7,000円に加えて平成11年度に2億7,726万8,000円、平成16年度に7億7,494万円、基金全体でいきますと0.9%に相当する13億3,611万5,000円を拠出しているところでございます。

この支出額に係ります各都道府県あん分につきましては全国知事会の決定事項によりまして、均等割で2割、世帯数割で8割ということになっております。

支給対象となる自然災害であります。例えば10世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村など、支援法の基準に基づきまして県が対象となる災害、自治体を公示いたしまして事務委託を行っております公益財団法人都道府県会館が、り災証明などを基に基礎支援金として、全壊世帯、解体世帯及び長期避難世帯に100万円、大規模半壊世帯に50万円が支給されまして、この額に加算支援金といたしまして住宅を建設・購入する場合は200万円、補修する場合は100万円、賃貸する場合は50万円がそれぞれ支給されます。

なお、この支給法によりまして支援金の2分の1につきましては国から補助が出ております。

須見委員

説明にありましたが、全国的にどのような災害がこの基金の支給対象になったのかと、徳島県でこの基金を使った災害があったのでしょうか。

島田とくしまゼロ作戦課長

東日本大震災、昨年の熊本地震や鳥取県中部地震など、これまで224万5,885世帯、3,960億円が支給されております。また、支給額は固まってはおりませんが、今年7月に発生しました九州北部豪雨も対象災害に指定されているところであります。

本県におきましては、平成16年の10月に発生しました台風第23号災害で4市、徳島市、鳴門市、小松島市、吉野川市が対象となっております。あわせて、平成26年8月に発生いたしました台風第12号及び第11号による災害で那賀町が適用となっております33世帯4,475万円が支給されております。

須見委員

そういった支援基金の支給状況、基金の残高などの決算状況や実績に関しましては、県としてはどのような確認を行っているのか教えてください。

島田とくしまゼロ作戦課長

基金残高の事業実績などの確認方法ですけれども、支援金の支給事務を行っております公益財団法人都道府県会館におきまして、年度終了後に民間になります監事や監査法人で監査を受け、事業運営委員会や理事会の承認を受けまして事業のチェックは行っているところです。

県におきましてもこれらの情報提供を受け、事業の確認を行っております。

また、ホームページなどで事業実績、基金残高などを公表しているところであります。

須見委員

被災者生活再建支援基金に関しましては設置目的にもあるように、被災された方々の1日も早い生活の再建を支援するには非常に重要な基金であると考えております。都道府県会館に委託されまして、毎年度終了後には決算の状況や実績など、監事、監査法人による監査が行われているということで、おおむね問題なく運用されているとは思いますが、今後もしっかりとチェックをしていただいて、更なる活用がされるようにしていただきたいと思っております。

黒崎委員

私のほうからは、今朝の徳島新聞の一面、避難行動要支援者の個別計画7市町村ゼロということについてお尋ねしたいと思っております。前々から個人情報があり、どこの市町村に聞いてもなかなか難しいという話もしておりました。

平成29年4月に改正された国の防災基本計画の修正事項の中にも、避難行動要支援者名簿情報の適切な管理ということが入っております。ほかにも原因はあるんでしょうが、現場では誠にこの適切な管理の部分が、前に進まない原因になっているということです。県は適切な管理ということについて現場でどのようにお考えになっているのか。もちろんこれ市町村のことなんですが、県としてどうお考えになっているのかお聞かせください。

島田とくしまゼロ作戦課長

避難行動要支援者名簿の件につきましては保健福祉部で所管しているところではございますが、私のわかる範囲で御答弁させていただけたらと思っております。

この名簿、新聞報道のとおり現在21市町村で整備がされているところでありまして、あとの三つの市町村につきましては地域防災計画に位置付けられていないだけで、名簿の整備は進んでいるとお聞きしております。

委員おっしゃいますとおり、この個別の要支援者の方をどう避難させるかのことが、一番重要なことございまして、現在市町村におきましては、消防機関でありますとか、自主防災組織、民生委員などの支援者に平時から名簿を提供し、どう避難させるかという検

討を進めなければならないと認識しております。

今回、地域防災計画のほうにも新たに位置付けましたが、名簿についてはデータを紙ベースだけでなく、きちんとバックアップを取るようにと注意をしているところでございます。

黒崎委員

半分答えてくれてないが、その個人情報には確かに大切に、守っていかなくてはいけないが、これが個別計画を立てる上で、やっぱり若干なりとも問題になっていないか、そこらへんのことが遅らせる一つの要因になってる可能性があるのかないのかということを知りたいんです。

島田とくしまゼロ作戦課長

名簿の提供につきましては個人情報も、それぞれの各市町村の条例で判断すべきものと思いますが、少なからずその部分はネックになっているのではないかと考えております。ただ、各市町村において条例にきちんと位置付けた場合は、その提供ができるとお聞きはしております。災害時はもちろん提供はできるんですが、委員のお話のとおり普段からそういった名簿を共有することによって、行動計画が進むとお聞きをしておりますので、保健福祉部と連携しながら行動計画の策定に取り組みたいと考えております。

黒崎委員

わかりましたが、恐らく各市町村その条例ができていない所もあるし、できていない所もあるということでしょう。ただ、ゼロの所があったり100%の所があったりと極端な状況になってるということなんで、やっぱり徳島県としてもできるだけ急いでいただけるような努力を続けていただく必要があるんじゃないかと思うんですが、それについてはどうでしょうか。

島田とくしまゼロ作戦課長

県と市町村におきましては、災害時の対応ということで、それぞれ協定を結ばせていただいております。その協定を効率的に運用するために県と市町村の連絡協議会をつくっております。その協議会の中でもこうした課題について保健福祉部とともに連携しながら進むように説明をしたいと考えております。

黒崎委員

津波の心配もある南部と直下型の心配がある吉野川沿岸地域、やっぱり災害が起こる可能性というのは非常に高いですので、是非とも県が各市町村の後押しをして、しっかり個別の計画のほうを達成というか、これは絶対やらなくてはいけないという事ではないと私も聞いてるんですが、努力はしなさいよという事になっておりますので、しっかりとバックアップをしていただきたいと思います。と要望して終わります。

重清委員

1点、大規模地震対策特別措置法についてお伺いいたします。

昨日の新聞にも出ておりましたが、9月26日南海トラフ沿いの地震観測評価に基づく防災対応の在り方が報告され、政府は大規模地震対策特別措置法の確度の高い地震の予知に代わる新しい防災対応ができるまでの間、地震や地殻変動といった異常現象が観測されるなど南海トラフ巨大地震の発生が高まったと判断できる場合は、気象庁が新たに南海トラフ地震に関する情報を発表し、被害が想定される全地域の住民に警戒を呼び掛ける事を決め11月1日から運用する旨の報道がありました。がなかなかわかりません。

県民にとりまして、どういう事かわかりませんので、この南海トラフ沿いの地震観測評価に基づく防災対応の在り方の報告について、もう少しこの内容、詳しく説明していただけますか。

島田とくしまゼロ作戦課長

ただいま、重清委員のほうから、大規模地震対策特別措置法の見直しについて御質問を頂いております。

大規模地震対策特別措置法につきましては改めて御説明いたしますと、東海地震につきまして、昭和53年に制定されました法律でございまして、地震予知を受けて内閣総理大臣のほうから警戒宣言を出しまして、その被害を軽減させるために自治体の避難勧告でありますとか鉄道または銀行といった経済活動について制限をかけ、応急対策を取る仕組みが静岡県のほうで進められているところでございます。

昨年の9月になります。が、国の中央防災会議の下にワーキンググループが設置されまして、東海地震の対象を南海トラフにまで拡大させるということで、異常な現象が観測された場合における防災対応の在り方について検討が進められてきました。

先般、公表されました報告書では、現代の科学的な知見におきましては前提となる地震予知は難しく、現行の対策は改める必要があるとした上で、南海トラフにおきまして異常な現象が観測された場合は、科学的にどういった評価ができ、それを踏まえてどのような防災対応を行う事が適切かにつきまして例えば、四つのケースについて中心的に検討が進められておりました。

まず、1点目といたしましては、南海トラフの東側だけで大規模地震が発生した場合、いわゆる半割れと言われている部分、それと二つ目のケースといたしまして、マグニチュード8から9クラスの大規模地震と比べて一回り小さい地震、いわゆるマグニチュード7クラスの地震が発生した場合、そして三つ目のケースといたしましては、東日本大震災の発生前に観測された現象と同様の現象が確認された場合、四つ目といたしまして、東海地震の判定基準となるようなプレートの境界面での滑りが発生した場合とこういった四つの点を中心に検討が進められております。報告書の中では例えば、5分以内に津波が到着する地域につきましては、住民は現象発生から6日程度避難してはどうですかという具体例も示されたところでございます。この具体的な避難の期間につきましては静岡新聞のほうでアンケート調査を基に出しているところで、こうしなさいというわけではないとはお聞きをしております。今後こうした報告書を基に、このワーキンググループの委員で参加しておりました静岡県と高知県のほうをモデル地域に選定いたしまして、具体的な対応につきまして検討されるとお聞きをしております。

そして、新聞報道にもありましたが、この具体的な対応が決まるまでの当面の間につきましては気象庁のほうで南海トラフ地震に関連する情報というのを発表しまして、また、この発表に伴いまして、これまで公表することとなっておりました東海地震のみに着目した情報の発表は行わないという方針が打ち出されたところです。そして、その運用が11月1日から始まるという事でございます。

重清委員

そこで、南海トラフ巨大地震の新たな防災対策が決まるまで、今から高知県と静岡県をモデル地域にして検討しますと、いつ頃までこういう状況でやっていくのか。報告書を防災会議で検討すると思うんですが、この期間とかはどれぐらいかかるのか教えてください。

島田とくしまゼロ作戦課長

内閣府にも問い合わせましたが、その期限は明確には決まってないと、ただ、速やかに具体計画のほうにつきましては着手していかないといけないというお答えを頂いているところでございます。

重清委員

徳島県や沿岸地域は、全ていつ来るか分からない状況になっておりますので、特に早くそういう対策、新たな防災対策をしていただきたいと要望していただきたい。それと、気象庁から南海トラフ地震に関する情報は、どのような異常現象が確認された場合に発表するのか、わかっている段階で結構ですのでお願いいたします。

島田とくしまゼロ作戦課長

気象庁から発表される南海トラフ地震に関する情報なんですが、先ほど、四つのケースについて御説明をさせていただきました。

具体的にどういった観測があった場合、この情報が発令されるかにつきましては、今後、気象庁のほうで検討が進められるとお聞きはしておるところなんですが、そうした何らかの異常現象が観測された場合、気象庁のほうに気象庁の諮問機関であります有識者から助言を頂く評価検討会というのを開催いたしまして、その情報を出すのか出さないのかというのを検討されるとお聞きをしております。

その具体的な情報につきまして、今、決まってる範囲でお話ししますと、臨時の情報と定例の情報という二つの情報がございます。

まず、臨時の情報につきましては南海トラフ沿いでマグニチュード7以上の地震が発生した場合や東海地震に設置されたひずみ計に何らかの変化が観測された場合又は異常な現象が観測されまして南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうかの調査を開始した場合又は継続している場合なんかに臨時情報が提供されると、定例情報につきましては評価検討会の中で評価した調査結果を発表する場合に定例情報として発令されるとお聞きをしております。

重清委員

今の聞いててちょっとわかりにくかったのが、県南地域と沿岸部は津波が来るんですよ。前震があったりひずみがあったりして、今から調査しますというそういう対応でいいのか。県南地域やったら15分で津波が来ますよと、前震とかあった場合にただ単に警戒してくださいと、これちょっといろいろ教えてほしい。発表された場合、県から県民にどうやっていくのか、県民はどうしたらいいのか、どういう見直しや今後の在り方になっているのか教えてもらえますか。

島田とくしまゼロ作戦課長

ただいま、委員から御質問いただいた件につきましては、この度の地域防災計画の中でも修正案として御提示させていただいておりますけれども、情報を入手した場合には、情報に応じて、先ほどお話ししましたように臨時情報なのか定例情報なのか、それがどういった情報なのかを判断いたしまして、県の災害対策本部などを設置したいと考えております。

そして、県が設置するだけではなくて、各市町村・関係機関につきましてもその情報は提供いたしまして、県の体制に倣うかたちで市町村も体制を取るような御説明をしたいと思っております。

県民に対してなんですが、9月26日のワーキンググループの中でも話されたんですが、情報が発令された場合は内閣府のほうから家具の固定でありますとか、市町村におきましては避難場所、避難所の確認でありますとか、備蓄について呼び掛けを行うというふうになっておりまして、県のほうにつきましてもそうしたかたちで順次行いたいと思っております。

重清委員

ここでわかりにくいのが、先ほど黒崎委員が言われたように、地震だけの直下型の所と津波が来る所で、津波の地域で、これが出て同じように家具の固定を確認するのかと、それをもう少し津波地域はこうなさいと情報を出してもらわなかったら、津波が来るかもわからんときに家具の固定や避難経路とか今からするのか。今までの話では、地震が来るのかと思ったら逃げてくださいでしょ。そこらが、どういう情報が県から市町村へ来るのか、市町村は県民に対してどういうふうに流すのか、県民はどういう対応をしたらいいのか、これをきっちりしてもらわなかったら迷いますよ。

そこら、どういう話を国としているのか、ちょっと違うのかなという気がしますよ。

地震予知ができませんという話もいろいろ出てやっておりますが前震とか地殻変動が出たらこうします、情報を流しますと、津波が来るという地域の人達に、どう対応したらいいのかを県が、今度、市町村に説明するときの11月1日までにきっちりとしとってほしいんですよ。まだ、今、できてないような感じを受けたんですが、これは一律じゃないと思いますよ。

津波に対する対策もこういう情報が出たらこうですよと徳島県自身である程度つくってにおいて市町村に流していただきたいし、市町村もそれを受けてこうしますと町民の方々はこういうふうにしてほしいと今から市町村や県民にいろいろ説明しないといけないが、

混乱しないか私も今聞いてもわかりにくかった。そこはやっぱり、県民の方々に、こうします、こうしてくださいと。

逃げ遅れたらいかんのですよね、震度7が起きてもやるという事でしょ。ですから、津波が来るかもしれないというときだったら、先に逃げないかんでしょ。よく聞いてたら、川の河川氾濫とかのときによく似ているんですよ。県民に対して逃げてくださいと避難を、きちんとしておかないとあかんでしょ。そこらをもう少し周知できるように11月1日までにしていただけますよう要望しておきます。

楠本危機管理部長

今回の見直しにつきまして、県としましても予知はできない、ただし、東日本大震災でも前震みたいなものがあり、結果的にそれが前震だったとか、それからひずみが起こる、まず、東南海でもしも起こったら、次は、やっぱり南海来るんじゃないかとそういった事が想定されますので、それをじゃあどうするのか、いつまでに来るのか、いつまで避難するのかというような問題がありまして、すぐに決め難いのでモデル地域をつくってやるというような状況になっております。

ただし、今、そういう前兆が起こったらどうするんだということで、それは気象庁のほうからそういった情報を出しますと、前提はあくまでも私らは、いつ来るかわからん、もう来るかわからん、沿岸で揺れたら津波が来るということで避難してくださいというのが前提です。

ただし、これが出た場合に余計に混乱しないかと、これだったら委員がおっしゃったように雨の場合の避難準備情報みたいな感じで運用していくのかと考えております。

その場合に、実際に避難が難しい方は、そういった情報が出た場合に避難をしていただくのか、それともより切迫してるのでそういう準備をしていただくのかと、これは気象庁がどう出すのか、国のほうでどういった事をするのか、これから国のほうとも詰めていこうと思うんですが、まずは、そういうのが出た場合は、より一層、警戒度が高まるということで、すぐに避難できる体制をすとか、連絡体制のチェックとかやはり避難の難しい方は事前にそういった準備をすということ、きっちり防災計画に位置付けて、市町村ともそういったときの対応を考えていきたいと考えております。

一番は、来る場合は事前に出るぞという考えになってしまうと、今までの揺れてすぐ避難、必ずしも前兆が捉えられるかというようなことはわかりませんので、あくまでも沿岸域が揺れたら逃げるという基本でいきたいと、まだまだ国のほうに対してもきっちり詰めていきたいと考えておりますので、そういったことをきちっと御説明できるように、努力したいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

達田委員

今、御説明を頂きました件でお尋ねをしたいと思えます。

私もね、南海トラフ地震に関する情報の対応の新聞記事を読みましてもいったいどうしなさいというのか同じくよくわからなかったんですが、今の御説明では、今の状況とあまり変わらないなという、どこが変わっているのかというのがないですよ、ほとんど同じなんです、東海地震と比べたときに非常に財源の付け方が違うじゃないかという事を今

まで取り上げられてきたと思うんですね。

防災の先進地という事で、静岡県等に視察にも行かせていただきますと非常に立派な施設、そして海岸堤防もものすごい頑丈な海岸堤防が何キロメートルにもわたってつながっているというようなのを見て、ああすごいなと、やっぱり徳島県もこのようにしないといけないのかと見てきたわけです。実際は予算の付け方というのが、東海地震のほうは手厚くされてきたということで、今回は情報の点だけなんですけど南海トラフ全体の事に関わって情報が出されるというのであれば、対策自体もきめ細かく、そして手厚くしていく必要があるんじゃないかと思うんですが、もっと予算を国のほうとしても力を入れてくださいよというような事も、やっていくべきではないかと思うんですがその点いかがなんでしょうか。

島田とくしまゼロ作戦課長

達田委員から大規模地震対策特別措置法の見直しについて、予算、財政措置について御質問いただきました。この件につきましては今の段階ではワーキンググループのほうで報告書を大臣に取りまとめた報告をしたというだけで、これから政府のほうでどういった対応をするのかという検討が進められていくと思いますので、機会を捉えてそういった点につきましても検討して対応していけたらと考えております。

達田委員

予知が非常に難しいんですよと言われても、実際に起こるであろう大地震ですから、やっぱりそれをきちんと迎え撃つということが出来る体制を整えておくということが大事ですが、人として努力ができる部分と、お金をかけなければできない部分っていうのがありますので、その点も是非国に対して要望を強めていただきたいと思います。

それから先ほど、被災者生活再建支援基金について説明がございました。徳島県にも再建支援ということで適応されてた支援金であるかと思えます。

それで、今までで大型台風や集中豪雨とかで被害を受けられて、例えばA町では10戸以上が全壊になりました、ですからA町は支援されますよね。ところがB町は、全壊にあたる場所は3戸でしたと、C町は1戸でしたというような場合に全部まとめたら10戸以上あるのだから、全部が支援されるようにしてほしいという要望もあったと思うんですが、今はこれが改善されているのかどうか、1戸とか3戸とかが取り残されるということがないのかどうかお尋ねいたします。

島田とくしまゼロ作戦課長

達田委員から御質問いただいた件につきましては現行制度は被災自治体内の建物被害、世帯を基準に適用されることとなっております。同一、あるいは一連の災害による被災にもかかわらず、基準に満たない市町村の被災者は支援金の対象とならない場合がございます。ただし、県の独自制度を活用した場合につきましては県から特別交付税も措置される制度となっております。事例で申しますと徳島県もありますが、熊本地震におきましても熊本県は100世帯以上全壊しましたが、大分県につきましては全壊が九重町の1世帯のみであったということでこの適用がされていない状況であります。本県におきましても、平

成26年8月の台風第11号、第12号において、阿南市や海陽町で要件に該当しなかったために同様の事例も発生しております。

こうしたことを踏まえまして、本県などからの提案によりまして関西広域連合では、今年の7月になりますが、平成30年度の国の予算編成におきまして一連の災害でありますと、全ての被災区域を支援対象にすることなどにつきまして政策の提言をさせていただいているところであります。

達田委員

この基金の支援としては、やっぱり1戸とかの場合には漏れてしまうと。平成16年の大水害がありましたときに、知事の御英断で支援をしますということがあったと思うんですが、その後、元に戻ってしまったということがございました。ですから、県が頑張って支援するというのは、もちろん必要なんですが、その大元であるこの国の基金制度として、同じ災害であれば戸数が少なくても支援ができるというような方向に、制度を整えていただきたいと是非要望をお願いしたいと思えます。

それからもう1点なんですけれども、同じ災害で、同じ洪水で浸水しました。このときに、A町とB町とでは、被害の認定が違うという場合が今までございました。例えば、こうなったら全壊ですよという基準があるわけですが、もう見るからに倒れてしまって全壊というのはわかりますが、浸水の場合は1メートル以上つかったら駄目ですよ全壊になりますよというのと、30センチメートルぐらいしかつかってないから全壊にならないという認定もあったんですが、実は、家屋の場合は30センチメートルぐらいしか、つかってなかったとしても、天井まで水を吸い上げてしまって壁が崩れてしまうということがあるので、壁を取っ払って中も調べるといような自治体もあれば、見た目その当時はきれいですのでいけるということで全壊にならなかったということもあるわけなんです。しかし、何日か経つと壁はゆがんできて、壁土も駄目になるというようなことで、もうその家には住めないということがあるわけで、それでやっぱり認定のやり直しをしてくれということも、何軒か出てきたと思えます。

ですから、国がこうなったら全壊ですよ、大規模半壊ですよという基準を写真入りできちんと示してるわけですから、判定する調査員の方にきちんと周知していただいて、A町であってもB町であっても、同じような状況で認定できるように是非していただきたいと思うんですけれども、それはもう徹底されているんでしょうか。

島田とくしまゼロ作戦課長

委員お話しの住宅被害の認定についての御質問なんですけれども、この住宅被害認定の制度、今年度から登録をできるように制度を進めているところであります。先週も研修会を行ったところであります。先週は、鳥取県の北栄町のほうから職員に来ていただいて、鳥取県の状況なんかも御説明を頂きまして、そういった課題も踏まえて、1日研修を行ったところであります。そして、今年度にもう1回、実際の家屋を使って、被害の認定の研修も行うこととしておりますので、こうした研修の機会を捉えまして、各市町村で均衡が図れるような取組を進めていけたらと考えております。

達田委員

是非、徹底して行っていただきたいと思います。特に職員は2、3年とか、4年とかしますと替わったりしますので、きめ細かく研修をして、誰が行っても同じような基準で、同じ認定になるというような工夫を是非よろしくお願いいたします。

そして、先ほどもお話がございましたように、地震はいつ起こるか分からないということで、日頃の備えが一番大事で、日頃からの防災対策を万全に行いましょうということで、特に、木造住宅の耐震化に力を入れてもらいたいということをやっているとっては、なかなかやろうと思っても進まないという点もありますが、私は、阪神淡路大震災の被災した状況の原点に戻るべきじゃないかと思うわけなんです。死者が6,400人を超えるという非常に悲惨な状況でしたけれども、その約80%の方が倒れた家の下敷きや、家具の下敷きになって一瞬のうちに命を失ったと、このときに消防の方とか、自衛隊の方も一生懸命救出に頑張っていたんですけれども、もうすでに亡くなってしまっているという状況だったわけですね。ですから、本当に家屋の耐震化がどんなに大事かということが、ここから言われてきたと思うんですけど、やっぱりそういうときの体験とかを防災教育にもっともっと取り入れて、ここが原点だったんですよということを思い起こしていただく教育や啓発が必要じゃないかなと思うんです。特に兵庫県では阪神大震災以降、防災を特に勉強する高校で防災科が創設され、それで一生懸命力を入れておられるということですが、やっぱりそういういろいろな専門家をお招きして、耐震改修がどれだけ大事かということを知っていただくことが、生きた教材となると思うんですけれども、是非そういうことに取り組んでいただきたいと思うんですがいかがでしょうか。

篠原防災人材育成センター所長

住宅の耐震化、それから耐震診断等につきましてはこれまでも、私どもが直接地域に出向いております防災講座でありますとか、更には幼小中高の学校に出向いて行う、「まなぼうさい教室」といった様々な機会を通して、啓発あるいは教育を進めてきたところでございます。

それで、今委員がおっしゃいました、実際にその必要性、重要性が実感のできるそういった方などをお呼びをして、啓発をしてはどうかということにつきましては年間を通して、日常生活に非常に密着した防災テーマで啓発を行う講座も年間5回ほど設けておりますので、そうしたことも十分に受け止めまして対応していきたいと考えております。

達田委員

被災をされて御家族を亡くした方は、何年間は、やっぱりそれを口にできない心の傷があるわけですが、今本当にこの体験を災害をなくすために生かしたいということで、お話しになっている方もたくさんいらっしゃると思うので、是非そういう方々に御協力いただいて、実際の災害の被災の様子、そして、どうしたらそれを防げるのかという方向を示す一端として、是非取り組んでいただきたいと思いますのでよろしくお願いたします。

それから、被災をした場合に人々がどこへ避難するか、一時的な避難所として一番利用

されるのが学校の体育館であるとか、やっぱり教育施設なんですよね。それで、これまでも学校の耐震化とかいろいろ言われてきました。耐震化はほぼ終わりましたということなんですが、では、避難の場所として適切にこれが整備されているかということで点検をしていただきたいんですが、子供たちだけではなく、近所の方、大人の方もみんな避難してまいります。避難フロアのスペースが十分確保できているのかどうか、それから、中へ入るだけじゃなくて、屋上へ避難したいということでしたら屋外に階段が取り付けられているのかとか、あるいは、こちらが避難所ですよという案内板とかがあるのかどうか、外から見て何かあったときは避難所になるんですよという建物として目印ができていないのか、そういう基本的なことが必要になると思うんですが、このような整備や点検がきちっとできているのかどうか、できているのであれば県民の皆さんにどうお知らせをされているのかお尋ねしたいと思います。

島田とくしまゼロ作戦課長

指定避難所に指定された学校施設についての御質問でございますけれども、県全体で指定された避難所につきましては現在1,065か所ありまして、そのうち、小中高、支援学校で指定されている学校が286校あります。こうした学校につきましては避難所になった場合にどう対応するかというのを教育委員会のほうで決められるよう学校に、学校避難所運営支援計画を策定するように求めているところであります。

こうした学校避難所運営支援計画は県立学校では全て策定されておきまして、市町村におきましては手元に資料がありませんので不明ですが、平時からの避難所の運営の準備でありますとか、災害時に避難所の開設時の基本的な対応、開設準備をどうやって進めるかにつきまして計画的に進めているようにお聞きをしております。

委員のお話のきちんと表示があるかどうかにつきましては詳細が把握できておりませんので、また御報告させていただけたらと思います。

達田委員

かなり以前にお願いしたと思うんですが、例えば県のホームページを開いて避難所というのを検索すれば各市町村の避難所一覧が出てくるというような状況に是非しておいていただきたいと思うわけなんです。それで、どこそこの町の防災対策にリンクすればすぐできると思いますので、是非、一目見てわかるような情報としていただきたいと思います。

それともう1点は避難所に物資があるのかどうかということが、今までずっと言ってきたわけですが、県が市町村のことなので市町村に任してありますというんでなく、できますかとお聞きすれば教えてくれると思いますので、ちゃんと、こういうものがありますよというのが、わかるようにしていただきたいなと思うんです。

それで、備蓄スペースがあるかどうか、そして備蓄スペースにどういう物がどれだけそろっているのかどうかというのを是非把握していただきたいと思います。例えば、東日本大震災のときに沿岸部の避難者の方が沿岸部の学校に避難したんですが、いろいろな食料、飲料水、毛布や医療が足りなかったと、とてもここでは収容しきれないということで、内陸部の学校の避難所が変わったら、そこはほとんど備蓄をしてなかったもので、余計に不便をしたというようなことが言われているわけなんです。ですから、今本当に備えあ

れば憂いなしといつも言いますが、そういうことができてるのかどうかということ、市町村にはしていただいても、それを把握するというのは県として是非やっていただきたいと思えます。それから県民の皆さんに備蓄の状況やその情報提供を是非お願いしたいと思えますがいかがでしょうか。

坂東危機管理政策課長

まず、達田委員の避難所の場所を県民の方にわかりやすく情報提供できているかどうかという点についてお答えいたします。

この点につきましては、県のホームページの中で、総合地図提供システムという地図上にそれぞれの避難所を表示する仕組み、これがパソコンなどのホームページとそれから最近ですとスマートフォンなどで位置をそのまま出せるようになっております。

避難所、避難場所、それから福祉避難所、そういった種別ごとに整備ができておりますので、これについても周知をしておりますし、是非こういうことの活用についてもお伝えいただければと考えております。

備蓄食料につきまして、東日本大震災のときに内陸部と沿岸部で格差があったということですが、こちらにつきましても市町村の相互応援の連絡協議会というのを立ち上げておまして、24市町村それから県も入って25の機関で相互応援の仕組みというものを作っております。

この中で備蓄、食料だけではないんですが、備蓄物資につきましては避難所でいいますと、20万人の方が避難をするということの備蓄の状況については毎年ローリングをして共有をしているという状況でございます。

個別の避難所ごとについてどうするかということについては、今後、整備をしていきたいと考えておりますけど、まず市町村との間での整備ということについては、情報共有も含めて体制もとっているという状況でございます。

達田委員

東海地震の備えの場合ですが、ある東海地方の自治体ではホームページを見ますと、避難所があつて避難所にはこういうものがありますよというのがリストとして出てくるというのがありますので、そういう所を見習っていくべきじゃないかなと思えますので、今後整備をよろしく願いいたします。

次に、鳥獣被害対策についてお尋ねをいたします。前々にもずっとこのことをお伺いしてきたんですが、今もますますひどくなっているイノシシやシカや猿の被害なんですが、以前、報奨金の件でお尋ねをいたしました。駆除していただいた場合に、各市町村で報奨金を出しているわけですが、国の交付金に上乗せをして出しているという所が多いんですがこの状況、全県の状況調べておられるでしょうか。

勝間消費者くらし政策課長

有害鳥獣の捕獲に対しまして、市町村で独自にされている報奨金の全体の状況ということでございますが、個別の市町村の状況につきましては今のところ市町村で公表されていない状況でございますので、県下全域のお話でさせていただきたいと思うんですが、イノシ

シにつきましては16市町村，それからシカについては15市町村，それから猿については17市町村というようなかたちで行っているところでございます。

達田委員

それぞれ最高額の金額は幾らなんでしょうか。

勝間消費者くらし政策課長

報奨金での最高の額というお話でございました。イノシシにつきましては最高で2万8,000円，シカにつきましても同額2万8,000円，猿につきましては4万8,000円とお聞きしているところでございます。

達田委員

それぞれ自治体によって金額に格差があるということは，独自に上乘せをしている額に差があるということなんですよ。しかし，これだけ上乘せしてでも捕ってもらいたいという，本当に深刻な被害が起きているからだと思うんですが，国から交付金がきました，県はそれをお預かりして各市町村にというようなかたちですが，私はこういう深刻な被害が出ている以上，県も金額の上乗せができるような支援をするべきではないかと思うんですがこの点はいかがでしょうか。

勝間消費者くらし政策課長

県からの有害鳥獣の捕獲に対する支援ということでございます。

現在，有害鳥獣の捕獲につきましては所管は農林水産部になるわけなんです，農林水産省の鳥獣被害防止総合対策交付金を活用いたしまして，それぞれの市町村ごとに狩猟者に対して，猿，イノシシ，シカでいきますと8,000円を上限とした交付を出しているという状況でございます。

また，捕獲の報奨金につきましても，各市町村でそれぞれを実施をしているということでございますが，施策全体の役割分担で有害鳥獣の捕獲という観点では，やはり市町村がまず担うというかたちになっておりまして財政措置というのがそういう状況になっているところでございます。

県としては，何もしないということではありませんが，やはりそういう被害が生じてきた場合には，先ほど申し上げました交付金を活用いたしました研修でありますとか，あるいは，防護柵の設置等々につきまして支援を行いますとともに，やはり職員が出向きまして，例えば集落単位での防除，あるいは追い払いの仕方等々を指導しているところでございます。

今後も国の施策の動き，あるいは全国の都道府県等々の動き，これにつきましてはアンテナを高くして状況に応じた対応をしっかりと，鳥獣被害の防止に努めてまいりたいと考えております。

達田委員

この報奨金に関しましては，4月頃に捕獲をしましても報奨金をもらえるのがちょっと

後になってからと、あまりにも支払いが遅いというような声もあるんですけれども、その点には何か工夫をされるわけにはいかないのでしょうか。

勝間消費者くらし政策課長

交付金の支払事務の話でございます。非常に申し訳ございません。細かい事務の支払業務につきましては所管が農林水産部ということでございます。

ただ、それぞれの所で事務の迅速化には、いろいろと工夫を凝らしているとお聞きしておりますので、地域の実状でありますとか市町村の声にも耳を傾けながら、より良い方向に向かうように調整はしていきたいと思っております。

達田委員

今までは鳥獣被害といいますと、かなり山のほうとかに限られていたと思うんですが、山に限らず里になってきましても、やっぱりイノシシが出てきたとか、シカが出てきたとか、猿にやられるということで非常に困っておられます。そして特に人口減少で高齢者の方がお住まいになってる、そして畑を一生懸命しているのだが、それが猿に取られシカにやられイノシシに掘られということで、もう農業するのが嫌というような、そういう気持ちになる方が多くなってるわけなんですよね。

しかし、そういうことでどんどん辞められていきますと、県土そのものの安全が守れないと荒れ果ててしまいますよね。ですから、県土の保全という面からみましても、やっぱり鳥獣対策というのは非常に力を入れていただく必要があると思いますので、検討いただいて、もっと強力な対策ができないものかということで是非お願いをしておきたいと思えます。

最後に、水道ビジョンにつきましてお尋ねをしておきたいと思えます。

事前委員会でもお尋ねをしたんですが、頂いた資料を見ますと、施設の再構築による経営基盤の強化ということでポンチ絵が入ってるんですが、これだけ見ますと水源地を廃止される、そして水源がどこかというずっと山奥のダムになってます。これ、本当にこういうかたちになったら災害に強いまちづくりができるのかという、非常に心配になってくるわけですが、水源地の廃止ということで災害との関連をもう1回お尋ねをしておきたいと思えます。

山根安全衛生課長

広域化にともない水源地が減少しないかと御質問いただいたところでございます。

本県の水道事業の水源地につきましては吉野川水域をはじめまして表流水が43%、その他、地下水52%、伏流水4%というところで様々な水源地がございます。

その中、今後この広域化に伴いまして、それぞれの事業者の意見を踏まえつつ水源について維持管理や災害の観点、特にバックアップ機能、このあたりも含めまして、多方面から議論いたしまして地域の実情に合った水源の確保を今後とも行ってまいりたいと考えております。

達田委員

水道事業というのは本当にその町その町で歴史もありますし、やり方も工夫してやってきてると思うんですね。ですから本当に災害に備えるというのであれば、やっぱり大事な水源というのをきちんと残せるような体制にさせていただきたいと、再度お願いをしておきたいと思います。

それから、一番根本的にちょっと矛盾を感じるんですが、今この水道ビジョン策定事業で予算が付けられておりますが、この中で、広域化するのかもしれないのかという議論はもうないですよ。どういう形で広域化していくのか何案か出ておりますが、そういう議論しか今後できないというような、選択の余地がないのかなと思えるんですが、これまでの議論の在り方というのが県民に明らかに余りされていない。その中で水道ビジョンを策定しますよというのが出てきたと、県民にとってみたら余りよくわからないままに何か進んでるなという感じがするわけですが、県民意見を反映するという面でどういうふうな工夫をしてきたのか、また今後どうしていくのかその点をお尋ねしておきたいと思います。

山根安全衛生課長

県民の皆様方に対して広域化に関してどのように伝達していくかという御質問を頂いたところでございます。

広域化に関しては、国のほうで基本的な発展的広域化ということを考えております。例えば小規模な自治体統合から始まって水道事業の経営の一体化、こういうところから大きなものに発展していくという考え方が示されたところでございます。

今回9月議会に補正予算案を提出しているところでございますが、この水道ビジョン策定事業におきまして、各水道事業者、市町村と課題等をしっかり分析評価しながら、地域の実状に合った広域連携の在り方をお示しすることとしてるところでございます。

広域連携の在り方を検討する際には、市町村と十分議論を進めるとともに、県民の皆様方に対しましては、水道ビジョン策定に際しましてパブリックコメント等を行いながら、十分説明を行ってまいりたいと考えております。

達田委員

これまで国の指導で、1市1水道ということで簡易水道も統合しましたということがありましたが、今後また、今度は都道府県に二つか三つの水道事業ですよというようなことを国が言ってるわけですよ。県民にしましたら、そういうことをしたらまた水道料金が値上げになるんじゃないかとか、水源は大丈夫なんだろうとかいろいろな心配が出てくるわけなんですよ。ですから、さきに広域化ありきという議論ではなくて、やっぱり一番今やらなければならないのは何かということをお県民がみんな考えられるような体制を作ってください、あるべき水道の姿、私は水道事業というのは福祉そのものだと思いますので、そういう方向にもっていけるように是非お願いをして終わりたいと思います。

古川委員

私のほうからは、今回一般質問で、危機管理部関係にも質問させていただいて、それぞれ御答弁いただいたんですけども、それを補完するかたちで何点かお聞きをしたいと思っています。

先ほど、達田委員のほうから鳥獣被害の関係についての質問がありましたけれども、現在まで対策をかなり進めてきたと思うんです。答弁中に近年も農作物の被害が1億円上回ってるという文言もありました。

私も先日、西祖谷山村に行って泊まってきたんですが、やはり鳥獣被害の話がまずメインに出てくるような状況です。シカ、イノシシ、猿、このあたりそれぞれいろいろな対策をしてきて、どんな状況と認識してるのか。だいぶ高止まりではあるけど、だいぶ収まってきた、被害額が増えるのが止まってきたとか、また減りつつあるとかそのあたりをちょっと最初教えていただきたいと思います。

勝間消費者くらし政策課長

野生鳥獣によるとりわけ農作物の被害の状況について概括的な話という御質問だと思います。

一般質問でも政策監から御答弁させていただいたとおり、近年、その被害額が1億円を超えているような状態になっております。確かに上限はございますけれども、やはりそのあたりで止まっているというような状況もございますので、私どもとすれば捕獲をこれからも進めていくべきだと思っておりまして、そういう方向で対策を考えているところでございます。

古川委員

1億円上回って高いけれども、なんとかそれ以上はいかないようになってきたのかなという認識はわかりました。猿についてはどうですか。

勝間消費者くらし政策課長

実は猿の被害、若干増えているような状況がございます。例えば平成28年度の被害でいきますと2,600万円ぐらいでございます。それは対前年比でいきますと110%くらいということで少し上昇傾向にあるところでございます。

古川委員

猿もそれほど増えている傾向ではなくて、若干増えているという感じですよ。

それで、私の一般質問では、狩猟者の減少とか高齢者というところにスポットを当てて質問させていただきました。いろいろ工夫をして免許の試験も2回から3回に増やして、日曜日の試験もするなどして、昨年度は過去最高の289名が狩猟免許を取得し、30歳未満の人も、前年から2倍の80名だったということでございます。この289名というのは、銃による猟とわなによる猟があると思うんですが、この内訳はわかりませんか。

勝間消費者くらし政策課長

昨年度の289名の合格者数の内訳のお話でございました。わなに关しましては193名、それから第一種、散弾銃、ライフル銃が87名、第二種、空気銃が5名というようなかたちになっております。

古川委員

もっとわなが多くて銃が少ないのかと思ってたんですが、銃も両方合わせたら90名を超えてる状況ということでございます。今年度も同じような取組を続けていると思うんですが、この免許者数、更に増えていくようになりそうですか。

勝間消費者くらし政策課長

免許証の取得者数の増加ですが、当然のことながら全体の狩猟者の高齢化という傾向は、あるわけでございますので若年者の狩猟者の確保はしっかりしてまいりたいとおっしゃるところでございます。

一般質問の答弁でもありましたとおり、環境省と共に狩猟の魅力まるわかりフォーラムみたいなかたちで狩猟の魅力を若い人たちに知ってもらう機会というものを、しっかりとつくって、そういった方々に狩猟免許を取っていただいて、最終的には実猟者になっていただくという流れをしっかりとつくっていきたいとおっしゃいます。

古川委員

ストレートに答えてないということは、まだ全部終わってないのでわからないということなんでしょうけど、更に力を入れて担当者が呼び掛けていくとかそういう取組でも大分変わってきますから、しっかり取り組んでいただきたいと思います。昨年度よりも更に伸ばせるようにしていただけたらと思います。

今年も狩猟の魅力まるわかりフォーラムを開催してやっていくということですが、来年2月にフィールドセミナーをやって現場で学んでいくことも実施したいということですが詳しく教えてもらえますか。

勝間消費者くらし政策課長

フィールドセミナーを来年2月に予定をしているところでございます。

これにつきましては実は、環境省と一緒にやって行く事業でございます。日程等々については2月上旬頃で調整をしているところでございます。2日間にわたりまして、現場でベテランハンターの方々から1日目がわな猟、2日目が銃猟というようなかたちで行う事業であります。わな猟でいきますと、例えば獣道を探してわなの仕掛け場所を教えてもらったり、それから銃猟でいきますと追い込みをしてもらって、追い込んだ者が、例えばどういようなかたちで待ち受けて撃てばいいのかというようなことを、実際に教えていただくというようなことを取り組もうとしておるところでございます。

古川委員

私が今回、質問でやってほしいと思ってたのがこういうことなんです。この2月開催ですから、これから狩猟免許を持ってる人または登録している人、これは個別に連絡をするような体制なんでしょうか。

勝間消費者くらし政策課長

今、まだフィールドセミナーの中身がしっかりと確定してないという状況なんです、

セミナーの対象者は、狩猟免許を取得する意志のある方ないしは免許を取得して3年以内の方ということで、20代から40代までの方を対象にしたいと思っておりますので、そういった方々に広く呼び掛けをしてまいりたいと思っております。

古川委員

そういうターゲットにしているところには、本当にきめ細かく周知をして、しっかり参加していただいて、実際に猟に出してくれる人や免許を持っていてもなかなか出してくれないとか、継続をしてくれないという声が聞かれますので、やって続けてみようかなと思ってもらえるようなフィールドセミナーにさせていただきたいなと思いますし、また、来年度もこれを拡充して行ってほしいと思います。2月が終わってからその成果を見て考えると来年度予算に間に合わんように思いますので、回数も増やしたり、いろいろな工夫もしたり、予算をしっかり取って是非とも来年度も拡充して行ってさせていただきたいなと思います。よろしく願いいたします。

もう一つは殺処分ゼロの関係について一般質問で御答弁を頂きました。これにつきまして、まず譲渡交流拠点施設を今年度中にしゅん工予定ということでございますので、これは、どのような施設になるのか、もう少し詳しく教えていただけますか。

小川動物愛護管理センター所長

ただいま、譲渡交流拠点施設の建設中でございます。2月の上旬を完成予定ということで目指しておりますが、順調に工事のほうは進んでおります。

内容につきましては譲渡について、一般の人に対して動物を見やすくするというところで、マッチングスペースをつくるようにしております。今のところ、そのような施設がございませんので、一般の人に対して動物を見せることができおりませんが、そういうことができるようになっております。それとボランティアの方が集って活動ができるような施設にしたいと考えております。

古川委員

一つはマッチングスペースを整えて、譲渡を受けようという人に見やすくするような、一般質問の御答弁の中で、収容する動物の環境も適正なものにしていくということでしたが、具体的にはどういうことかと、収容数が減ることはないと思いますが増えるのかというその2点と、あとボランティアの活動拠点というのはどんな活動ができるようなことになるのか、この3点をちょっともう少し詳しく教えてください。

小川動物愛護管理センター所長

今までの収容されていた動物は、屋外での飼育となっておりますので、地域住民に鳴き声とかで御迷惑を掛けることが多々ございました。住民に対しては、今後そういう施設ができますので鳴き声はなくなると思いますというお答えをしております。

それと収容頭数が増えるかどうかということなんですが、これにつきましては収容キャパシティーは増えるんですが、それが譲渡していく、入ってくる量というのが仮にも予測がつかいませぬので、それについてはちょっとお答えできにくいかなと思っております。

ボランティアが集う場所が、今までそもそもなかったんです。我々の会議室とかをお借りできますかということでお貸しはしてたんですが、これからは気軽に寄っていただいて、ここはボランティアの人の部屋ですよというようなことで提供いたしますので、いろいろなお話しとかそういうことをしていただきたいと思います。

古川委員

収容キャパシティーは増えるということで、ただ実際の収容の頭数を増やすかどうかかわからないと、殺処分を少なくしていくという中でそれをどうするかということだと思いますので、あまり詰め込み過ぎて収容の動物の環境を悪くするというのは、また問題になるかなと思いますけども殺処分ゼロに向かう方向で進めていっていただけたらと思います。

あと、もう1点、提案があったのが広域譲渡ということですが、本県独自の自治体連携モデル構築について、もうちょっと詳しい説明と実際に徳島県以外の所に徳島県で収容したものが譲渡していくような見込みというか、そのあたりをどのように考えているか教えてください。

山根安全衛生課長

ただいま、広域譲渡の取組に際して、これからの見込みなど御質問を頂いたところでございます。

広域譲渡に関しては、特にボランティア団体との連携と同時に、愛護団体等と県との関わりが非常に重要でございます。そういう中、県としては一般質問で御説明したように、広域譲渡における運搬費用を支援、その他に特に重要になるのが犬猫といいますと集団で飼育等をしますと人と同じでございますして感染症対策が重要でございます。そういう中、県としてもワクチン接種、これらを含めた健康管理このあたりをしっかりと支援していきたいという中で、これからボランティア団体等を登録しながら連携強化に努めていきたいと考えております。

古川委員

ちょっと、わかりにくかったんですがボランティア登録を進めていきたい、それは県外のボランティア登録も含めてということですか。県独自の自治体連携モデルというのが、どういうことなのか、そのあたりがちょっとわかりにくかったんですけども。聞いたのは県外の愛護団体等と連携によって、徳島の収容した犬猫が県外でもらってもらえる可能性というか見込みというか、その2点。

山根安全衛生課長

ボランティア団体等、登録を含めた本県独自の自治体連携モデルについて御質問を頂いたところでございます。

このあたりにつきましては実は、都心部では非常に犬猫収容数が減じております。ですけど徳島県、地方部では犬猫の収容が多いというところがございます、そういう中、都市部と地域をつないだ、自治体連携モデルをしっかりと取り組んでいきたいとそういう考えでございます。

古川委員

自治体連携モデル，もうちょっと具体的にどういうイメージなんですかね。都市部とつながりということは，徳島県と都市部の自治体と担当セクションが協議会をつくって会議を持つとか，そんなようなイメージですか。

山根安全衛生課長

特に県内のボランティア団体を譲渡交流施設でいかに育成していくかというのが課題でございます。我々は県内のボランティア団体としっかりと連携を組んだ中で，都市部の愛護団体と連携を持たすと，それで徳島の譲渡動物をいかに都市部に譲りわたしていくかという，そういうあたりが重要なポイントであると考えております。

古川委員

なんとなくわかったんですけど，徳島県は県内の愛護団体としっかりと連携を深めていって，その県内の団体が県外の団体としっかりと連携をとってもらって県外への譲渡も進めていってもらおう，そういう意味でいいですね。了解しました。

あと，県外に行くときの運搬費用とか，そのワクチンをあらかじめ打っておく助成とか，それから不妊去勢手術の実施となっておりますがどれぐらいの支援をするのか教えてもらえますか。

山根安全衛生課長

現在，広域譲渡に関してワクチン接種を含めた健康管理等，このあたり支援をしているところでございます。その際，過去より一部，広域譲渡に係る運搬費用このあたりも支援をしていたところでございます。そういう中，今後，広域譲渡に関して更なる譲渡頭数が伸びますよう，不妊去勢手術を含め運搬費用，ワクチン接種を含めた健康管理，このあたりについて十分対策が強化できるよう，更なる譲渡頭数の増加に向けて努力していきたいと考えております。

古川委員

今までもやってるけど，更に強化していくということは，全部，県持ちじゃなく，今まで出していたものに，更に上乘せしていくということかなと思います。私の今回の質問の意図としては，やっぱり民間の愛護団体，県内，特にそういう団体をしっかりと育成支援をしていかないと，なかなかゼロには向かわないと思ってますんで，このような取組に対して広域譲渡だけじゃなく県内の譲渡に対してこれまで以上に支援をしていていただきたいと思うんですけど，あと，犬猫の譲渡する場合の費用はどんなことになってるんですか。一般の県民に譲渡する場合と愛護団体に間接的に譲渡する場合と額的には差があると思うんですが，このあたりの内訳みたいなのはわかりますか。

小川動物愛護管理センター所長

一般の方への譲渡と団体への譲渡についての料金の差ということでございますが，一般

譲渡につきましては犬14,000円、これに狂犬病の登録、注射を加え、あとマイクロチップの登録料を含めまして21,000円となっております。猫につきましては12,000円とマイクロチップの登録料が1,000円入りまして13,000円。

団体譲渡につきましてはマイクロチップは入ってますが、手術とかは団体のほうに譲渡してからということになりますので、料金のほうは若干違ってはおります。

古川委員

一般の料金を教えていただいて、それについては手術の料金も含んでるのでこの額ですよと、団体のほうは団体のほうで手術してもらうのでその額が含まれてない額ですよということですか。

小川動物愛護管理センター所長

料金のことについてなんですが、団体譲渡につきましては基本マイクロチップの登録料1,000円ということをお願いしております。

古川委員

もう一度確認しますが、団体への譲渡についてはマイクロチップの料金だけを頂いているということでしょうか。

小川動物愛護管理センター所長

マイクロチップの料金というのはモデル事業として環境省のほうからマイクロチップを頂いてる部分がございますが、団体譲渡については無償で装着しております。ですが登録、いわゆるマイクロチップはリーダーで読み取ると番号が出てくるだけでありまして、1357とかいう数字が誰の分ですという登録はしないといけないので、その分の登録料として1,000円を頂いております。

古川委員

登録する実費だけを頂いているということで、基本的にはそれ以外の分は団体については特に負担なく譲渡してるということでしょうか。

小川動物愛護管理センター所長

基本、そういうふうになっております。

古川委員

民間の団体はかなり負担が多い、なかなか寄付金も集まらないというのが現状だと思います。そういうふうに聞いてます。当然、NPOとか民間団体、民間の努力でやっていただかなくてはいけないんですが、しっかりと支えられるところは支えてあげて、本当に殺処分ゼロというのは大事だと思いますので、そのゼロにこだわってしっかり進めていただきたいと思います。よろしく申し上げます。

元木委員長

ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と言う者あり）

それでは、これをもって質疑を終わります。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

ただいま審査いたしました、危機管理部関係の付託議案は、原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

（「異議あり」と言う者あり）

達田委員

議案第1号に関しまして、先ほど質問させていただきました徳島県水道ビジョン策定事業なんですが、一般会計で420万円、債務負担行為で980万円の計1,400万円が計上されていますが、私は水道水というのは商品ではなく命を守る事業であると思いますので、効率性や経済性だけで議論がされていくおそれが大きいということから、この予算には賛成できません。

元木委員長

それでは、危機管理部関係の議案第1号については、御異議がありますので、起立により採決いたします。

お諮りいたします。

議案第1号について、原案のとおり可決すべきものと決定することに賛成の方は、御起立を願います。

（賛成者起立）

起立多数であります。

よって、議案第1号については、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

【議案の審査結果】

原案のとおり可決すべきもの（起立採決）

議案第1号

以上で、危機管理部関係の審査を終わります。

これをもって、県土整備委員会を閉会いたします。（12時18分）